

福祉部福祉総務課長 様

環境農林水産部動物愛護畜産課長

福祉施設等における飼育動物（家畜）の飼育状況の定期報告について（依頼）

日頃から、畜産衛生行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、家畜伝染病予防法においては、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの家畜伝染病の発生を予防するため、家畜を飼育している場合は、教育・愛玩用であっても、毎年、飼育状況を報告することが義務付けられております。

つきましては、下記の内容について貴管内の教育機関へ周知いただきますよう、御協力をお願いします。

記

1. 報告の対象となる家畜（小規模飼養者）

牛・水牛・馬：1頭

鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：6頭未満

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥：100羽未満

だちよう：10羽未満

※上記頭羽数以上を飼育されている方は、追加の報告事項がありますので、大阪府家畜保健衛生所あてご連絡ください。

2. 報告の内容及び様式

別添報告様式のとおり

3. 報告期間

(1) 牛・水牛・馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのししの場合

令和5年2月1日から4月15日まで

(2) 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちようの場合

令和5年2月1日から6月15日まで

4. 報告先・問い合わせ先

大阪府家畜保健衛生所

〒598-0048 大阪府泉佐野市りんくう往来北1-59

(電話) 072-458-1151 (FAX) 072-458-1152

(Eメール) kachikuhoken@sbox.pref.osaka.lg.jp

※郵送、逡送、FAX、Eメールのいずれかの方法で報告してください。

5. その他

- ・飼育状況の報告は、毎年行う必要があります。
- ・報告様式は下記のウェブページからダウンロードができます。

【参考】動物愛護畜産課ウェブページ

<http://www.pref.osaka.jp/doubutu/tikusaneisei/siyoueiseikanri.html>

- ・家畜伝染病予防法一部改正により、家畜を飼育されている方は全て「飼養衛生管理基準」を遵守し、マニュアルを作成して衛生的に飼育する必要があります。
詳しくは別添参考資料をご覧ください。

担当：大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課 畜産衛生グループ 別井 電話：06-6210-9618（内線2735） FAX：06-6613-6276
--